

今週の専門用語

📖 少数株主権

一定割合又は数の株式に係る権利のこと。少数株主権といっても一律ではなく、例えば議案提案権は「議決権の1%以上又は300個以上の議決権」、会計帳簿閲覧請求権は「議決権又は発行済株式の3%以上」、株主総会招集請求権、役員解任請求権は「議決権の3%以上」、会社の解散請求権は「議決権又は発行済株式の10%以上」をそれぞれ有する株主に与えられる。なお、「少数株主持分」とは、連結子会社の資本のうち連結親会社の持分に属しない部分を指す会計用語である。

📖 BEPS 行動6（租税条約の濫用防止）

BEPS 行動6は、個人（居住者）や法人などが租税条約の特定を不当に享受することを防止するために策定されたもの。BEPS 行動計画の第一弾報告書では、①租税条約の濫用防止に最低限必要な措置として主要目的テスト（取引の目的に着目して租税条約の特典付与の可否を判断するもの）などを規定すること、②租税回避防止のための国内法が租税条約との関係で確実に適用できるよう適切な措置を実施することなどが勧告された。

📖 社会保障の充実

2015年度の社会保障充実財源は、消費税率10%時1.8兆円、8%時1.35兆円程度とされるが、充実の内容は、子ども・子育て支援、医療・介護、年金制度に係るものとなる。既存施策に加え、子ども・子育て支援では、支援新制度の実施（保育の量・質の充実等）、医療・介護では、在宅介護の推進を含む介護サービスの充実、介護人材の処遇改善、地域医療介護総合確保基金の充実、年金制度では、消費税率10%時の低所得高齢者・障害者等への福祉的給付、受給資格期間の短縮が検討される。

From 編集室

◆平成27年1月から相続税の課税ベースが拡大される。相続税と無縁であった方も納税義務者になることが想定されるため、国税庁では広報・相談体制を整備。今後、相続税の仕組みの解説などをHPに掲載し、スムーズな申告ができるようサポートする。◆一方、富裕層に対しては厳しい対応が採られている。すでに東京局・大阪局・名古屋局にプロジェクトチームを設置。的確な課税が行えるよう情報収集機能の強化を図っている。◆国外財産調書制度の初年分の提出件数は5,539件。国税庁は未提出者がかなりの数にのぼるとの認識。資料情報等に基づき未提出者や記載不備などを洗い出す方針だ。(MIN)

週刊T&Amaster 第568号

2014年10月27日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp